

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月22日
【会社名】	日本航空株式会社
【英訳名】	Japan Airlines Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 赤坂 祐二
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川二丁目4番11号
【電話番号】	03(5460)3121
【事務連絡者氏名】	総務部長 伊藤 寛剛
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川二丁目4番11号
【電話番号】	03(5460)3121
【事務連絡者氏名】	総務部長 伊藤 寛剛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月21日開催の当社第73期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
 2022年6月21日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度の導入に対応するため、次のとおり定款を変更するものです。

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第27条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがいインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	(電子提供措置等) 第27条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(新設)	(附則) 1. 現行定款第27条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第27条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第27条はなお効力を有する。 3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 取締役9名選任の件

植木義晴、赤坂祐二、清水新一郎、菊山英樹、豊島滝三、堤正行、小林栄三、八丁地園子、柳弘之の各氏を取締役に選任するものです。

第3号議案 監査役1名選任の件

久保伸介氏を監査役に選任するものです。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合) (注)2
第1号議案 定款一部変更	2,366,922	11,187	73,487	(注)1	可決(95.84%)
第2号議案				(注)2	
植木 義晴	2,317,542	58,904	75,153		可決(93.84%)
赤坂 祐二	2,267,555	110,498	73,548		可決(91.82%)
清水 新一郎	2,341,392	36,227	73,983		可決(94.81%)
菊山 英樹	2,345,191	32,428	73,983		可決(94.96%)
豊島 滝三	2,348,389	29,231	73,983		可決(95.09%)
堤 正行	2,354,778	22,842	73,983		可決(95.35%)
小林 栄三	2,350,073	28,047	73,487		可決(95.16%)
八丁地 園子	2,322,452	55,167	73,983		可決(94.04%)
柳 弘之	2,359,993	18,127	73,487		可決(95.56%)
第3号議案				(注)2	
久保 伸介	2,364,819	13,305	73,487		可決(95.76%)

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
3. 賛成の割合につきましては、本株主総会前日までの事前行使分および当日出席株主の議決権の数に対する、本株主総会前日までの事前行使の賛成の議決権数および当日出席の株主のうち賛成が確認できた議決権数の合計の割合となります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上